業務指示書

インドネシア国パティンバン港開発事業実施促進支援【有償勘定技術支援】

第１　指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第２「業務の目的・内容に関する事項」、第３「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：２０１７年６月２８日　１２時　まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：　２０１７年７月３日　までに機構ホームページ上に行います。

第２　業務の目的・内容に関する事項－－－－－別紙のとおり

第３　業務実施上の条件－－－－－－－－－－－－別紙のとおり

第４　競争上の条件

１　競争参加資格要件

（１）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、　競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

２）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

３）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

１）全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「 簡易審査 」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」＞「競争参加資格」(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html) を参照のこと。

２）日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項・第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

（　）法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）以下の者については、競争への参加を認めません。

２　共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）認めません。

（　）認めます。

（　）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（　）　者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注１）資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。 注２）共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。 注３）共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

３　補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の４分の３までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の２分の１までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。
（　）業務主任者（総括）については補強を認めます。

注１）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注２）複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注３）業務管理グループ（第５の３参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。
注４）評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注５）補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注６）通訳団員については、補強を認めます。

４　外国籍人材の活用

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）外国籍人材の活用を認めます。
（　）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ２分の１を超えない範囲において認めます。
（　）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ４分の１を超えない範囲において認めます。

注）外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第５　プロポーザルに記載されるべき事項

１　コンサルタントの経験、能力等

（１）類似業務の経験
（２）業務実施上のバックアップ体制等
（３）その他参考となる情報

注）類似業務：環境社会配慮に係る各種業務

２　業務の実施方針等

（１）業務実施の基本方針等
（２）業務実施の方法
（３）作業計画
（４）要員計画
（５）業務従事者毎の分担業務内容

（６）現地業務に必要な資機材
（７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
（８）その他

注１）（１）と（２）を併せた記載分量は、 20ページ以下としてください。
注２）（４）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

３　業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

（１）業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
（　）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、３点を加点します。（「第９　プロポーザルの評価」参照）　本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（　）若手加点の対象とする。
（○）若手加点の対象としない。

（２）評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／生計回復支援1）】
（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）
１）類似業務の経験：環境社会配慮に係る各種業務
２）対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
３）語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
４）業務主任者等としての経験
５）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
６）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第６　競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

１　競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」＞「競争参加資格」（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

２　プロポーザルの提出期限、提出場所等

（１）提出期限：2017年7月7日　１２時

（２）提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

（３）提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町５番地２５　二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　調達部

・持参の場合

二番町センタービル１階調達部受付（調達カウンター）

（４）提出書類：プロポーザル　正１部　写　４部

見積書　正１部　写　１部（次項第７参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

３　プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

（１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（２）提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

（３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

（４）競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

（５）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

（６）虚偽の内容が記載されているとき

（７）前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第７　見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

（　）航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

（１）　旅費（航空賃）
（２）　旅費（その他：戦争特約保険料）
（３）　一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
（４）　直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
（５）　その他（以下に記載の経費）

以下の再委託業務に係る費用
(1)生計回復支援策のレビュー
(2)実施体制構築支援

注）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。 （IDR1 = 0.008361 円 , US$1 = 111.326 円 , EUR1 = 124.403 円）

第８　プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）プレゼンテーションは実施しません。

（　）プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

（　）業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（　）業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（１）実施時期：　　　　　　　　　　～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

（２）実施場所：JICA本部（麹町）　　　　　会議室

（３）実施方法：

１）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

２）プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記１）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）上記（２）の実施場所以外からの出席を認めません。

（　）海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記（２）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a）電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記（１）で指定された日時です。

a）電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b）Web会議システム　（http://jica.webex.com/）

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注）Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c）テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注）JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第９　プロポーザルの評価

１ プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料１「プロポーザル評価の基準」及び別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

１）評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／生計回復支援1

２）評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.50 Ｍ／Ｍ

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の３点について、加点・減点・斟酌されますので、ご留意ください。

（１）若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を１号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律３点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により１号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。） 若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

（２）重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料８「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

（3）価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１順位と第２順位以下との差が僅少である場合に限り、第７により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第１位の者の点数の２．５％以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大２．５点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料４「価格点の算出方法」を参照ください。

２　評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、　２０１７年７月２５日(火)　までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

３　評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

（1）プロポーザルの提出者名

契約交渉順第１位の者の名称のみを公開し、第２位以下の者の名称は非公開とする。

（2）プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力
②業務の実施方針等
③業務従事予定者の経験・能力
④若手育成加点＊
⑤価格点＊
＊④、⑤は該当する場合のみ

第１０　その他

１　配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

２　プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

３　プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

４　プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後２週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

５　虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

６　プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

（1）「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

（2）業務実施契約に係る様式：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

（3）規程：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html）

（4）調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html）

7　密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア．当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
イ．JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（2）公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア．対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）
イ．契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高
ウ．総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合
エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）JICAの役職員経験者の有無の確認日

（4）情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8　資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。
（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1．本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（Ｅ／Ｎ）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

２．本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（　）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（　）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9　案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以　上

プロポーザル評価表

インドネシア国パティンバン港開発事業実施促進支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
（1）類似業務の経験	6.00	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2．業務の実施方針等	(30.00)	
（1）業務実施の基本方針の的確性	14.00	
（2）業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
（3）要員計画等の妥当性	4.00	
（4）その他（実施設計・施工監理体制）		
3．業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 （本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）	(60.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験･能力 総括／生計回復支援1	(60.00)	(　　)
ア）類似業務の経験	24.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ）語学力	9.00	
エ）業務主任者等としての経験	12.00	
オ）その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	(－)	(　　)
カ）類似業務の経験	－	
キ）対象国又は同類似地域での業務経験	－	
ク）語学力	－	
ケ）業務主任者等としての経験	－	
コ）その他学位、資格等	－	
③体制、プレゼンテーション	(　　)	(　　)
サ）業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ）業務管理体制　（今回は評価の対象としません）	－	
（2）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（3）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（4）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（5）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第２　調査の目的・内容に関する事項

１．業務の背景

インドネシアは、近年の急激な経済成長に伴い港湾の取扱貨物量が急増し、既存港は容量不足に陥っている。また、首都圏の道路は慢性的な渋滞にあるため、首都圏東部に製造拠点を有する本邦企業を含む多くの企業にとっては、現港へのアクセスの悪さがビジネス展開上の障壁となることから、既存港とは別地区にて新港を開発し、首都圏の貨物交通量の分散を図ることが期待されている。

インドネシア政府は、中期国家計画において経済成長の促進を支えるインフラ整備を国家開発の優先事項とし、ジョコ大統領の掲げる「海洋国家構想」では、港湾整備による連結性強化と輸送インフラ拡充を重視している。また、2012 年に策定されたインドネシア運輸省の「首都圏港湾マスタープラン」においても、首都圏物流の根本的改善に向け、現港区域とは別に、首都圏東部での新港開発を方策としている。

インドネシア運輸省は、2015 年に新港開発地検討のための調査を実施し、西ジャワ州スバン県パティンバン地区を新港開発地の最有力候補とし、2016 年 5 月には「パティンバン港開発事業」（以下、「本事業」という。）に関する大統領令が制定されるに至っている。2016 年、インドネシア運輸省は、国家港湾マスタープラン改定及びパティンバン新港に係るマスタープラン作成のための調査を実施し、その結果、パティンバンにおける新港整備は、インドネシア政府のインフラ整備計画にて優先度の高い事業として位置づけられ、2019 年前半の開港に向けた準備が進められている。

また、本事業については、2016 年以降の日・尼首脳会談時にて、迅速な案件形成、我が国の協力による事業実施が確認されるとともに、JICA による協力準備調査等が実施されている。

本事業では、港湾埋立地のバックアップエリア、アクセス道路の建設により非自発的住民移転を伴うため、インドネシア国内手続き及び JICA ガイドラインに沿って作成された用地取得・住民移転計画（LARAP）に基づいて取得が進められる予定である。インドネシア国内法では地権者に対しては補償が行われるが、漁民や小作人等の土地を持たない被影響住民に対する補償は規定されておらず、JICA ガイドラインと齟齬がある。このため、被影響住民への生計回復支援の経験もインドネシア側は十分に有しない。

生計回復支援策は、現在先方政府と被影響住民間で具体策の検討が進められている。今後、本事業のコンサルティング・サービスにて生計回復支援策の実施が行われる予定だが、コンサルティング・サービス前に被影響住民の早期の生計回復に向けて可能な限り早期の支援等に着手するべく、円借款コンサルタントが選定されるまでは本有償勘定技術支援にて準備・実施の支援を行う。

２．円借款事業の概要（案）

本件業務の対象となる円借款事業の概要は以下の通り。

(1) 事業名：パティンバン港開発事業

(2) 事業概要

① 事業目的：本事業はジャカルタ首都圏東部パティンバンに新港（コンテナター

ミナル、自動車専用ターミナル等）を建設することにより、首都圏の物流機能強化を図り、もって同国の投資環境改善を通じた更なる経済成長に寄与するもの。

② 事業内容

1) コンテナ取扱可能量 286 万 TEU、完成車取扱可能量 60 万台の港湾建設（浚渫、防波堤、護岸、岸壁、埋立・地盤改良、ヤード舗装、施設整備等 183ha）
2) アクセス道路（8.1km、4 車線）及び橋梁（1km）の建設
3) コンサルティング・サービス（詳細設計、施工監理、入札補助、オペレーター選定補助等）（うち、2019 年先行開港区（港湾 60ha、橋梁、アクセス道路）の詳細設計・施工業者選定入札補助は JICA 有償勘定技術支援にて実施。）

(3) 事業対象地域：西ジャワ州スバン県パティンバン

(4) 事業実施機関：運輸省海運総局（Directorate General of Sea Transportation, Ministry of Transportation、以下「DGST」という。）、及び公共事業・国民住宅省道路総局（Directorate General of Highways, Ministry of Public Works and Housing、以下、「DGH」という。）

３．業務の目的

本業務は、本事業により用地取得や非自発的住民移転が発生することで生計に影響を受ける被影響住民（漁民、小作農等）に対する生計回復支援策の準備・実施（１．回復策のレビュー、２．実施体制構築、３．実施促進、４．モニタリング促進等）の支援を行うもの。

４．業務の範囲

本業務は 2017 年 3 月付でインドネシア運輸省と JICA で合意された Terms of Reference（TOR）に基づき、「３．業務の目的」を達成するため、「５．実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「６．業務の内容」に示す事項の支援を行い、「７．成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

５．実施方針及び留意事項

(1) 業務実施体制

本業務及び本事業の関係機関は多岐にわたることから、インドネシア国内の円滑な調整を促進、支援すること。

業務を進めていくためのカウンターパート機関は以下のように規定されている。

カウンターパート機関	DGST
関係機関	DGH、西ジャワ州政府、スバン県政府

生計回復支援策を実施するための先方政府の実施体制は、DGST が主導し、州・群・町／村が協力して構築される予定である。コンサルタントは、協力準備調査等にて提案された実施体制を基に、効率よい体制づくりを側面支援すること。

(2) インドネシア国側カウンターパートの経験、能力

インドネシア政府は、国際水準の社会配慮（近年、世界銀行、ADB、JICA 等が被援助国に求めている木目細やかな社会配慮のプラクティス）にまだ十分な経験を有していないため、カウンターパートに対する相当量の技術指導や業務指導等が必要となることが想定される。

(3) 業務の柔軟性の確保

生計回復支援については、用地取得・住民移転プロセスの遅延等により生計回復支援策実施内容や開始のタイミングが変更されるなど、種々状況変化が生じることが予想され、必要に応じ本業務の工程を柔軟に変更していくことも必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは業務全体の進捗を把握し、必要に応じ支援の方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA はこれらの提言について遅滞なく検討し、必要な処置（契約の変更等）をとることとする。

(4) 既往調査との調整

本事業に係る土地収用・住民移転計画（LARAP）は、被影響住民の生計回復支援策を含め本事業の協力準備調査にて作成支援がなされ、2017 年 3 月にインドネシア運輸省により承認されている。これを基に、インドネシア政府にて現在具体策の検討が進められている。また、2016 年 12 月及び 2017 年 5 月に開催した住民協議において LARAP 記載の生計回復支援策の概要説明が行われている。既往調査等の成果を活用・レビューしながら本業務を進めていくことが求められる。

(5) 生計回復支援策具体案合意のための Focus Group Discussion（FGD）

現在検討が進められている生計回復支援策に係る被影響住民の合意を得るために、タイプ別（漁民、農業者、賃金労働者、社会的弱者等）に FGD を実施し、意見を収集すること。特に、実施の際に配慮できるよう、多くの社会的弱者（貧困者、高齢者、女性世帯、障碍者等）の意見を収集できるよう努め、策定された生計回復支援策に適宜反映させること。また、多くの対象者が FGD に参加できるよう、開催日程を広く周知し、資料は事前に対象者に公開すること。議事録は開催ごとに作成し、JICA に共有すること。

(6) 生計回復支援策適用者の家計・生活調査

これまでの調査では、生計回復支援策対象者をタイプ別に分け、各タイプのサンプルとして一部対象者の家計・生活調査（生計手段・収入）が実施されている。今後、インドネシア側が生計回復支援策の成果を確認するために、多くの適用者の生計手段・収入等に係るベースライン情報が必要となるため、対象者の生計回復支援策参加登録の際にヒアリングする等の手段により、実態把握を行うこと。

(7) 国内会議及び現地会議

コンサルタントは、本業務に関連して開催される各種国内会議、現地会議、TV 会議への出席、会議資料及び議事録の作成、提出を JICA の指示に従い行うものとする。な

お、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明確かつ簡潔に説明するものとする。

(8) 他のプロジェクトとの連携

2016年10月より、JICA個別専門家「西ジャワ州開発政策アドバイザー」を派遣し、本事業を含むインフラ事業の進捗に必要な手続きの側面支援を行っている。また、JICAは2014年5月から、インドネシアの主要インフラ案件を促進するインフラ優先案件実施促進委員会（KPPIP）の立ち上げ支援や政策提言等を JICA 技術支援「KPPIP サポートファシリティ」にて行っており、主要インフラ案件形成・実施促進にかかる重要課題の解決策の検討・提案業務も実施している。本業務においても右個別専門家及び技術支援が情報収集・提言等実施する可能性があるため、必要に応じてこれらの取組と連携し、業務に従事すること。

(9) 本業務の引き継ぎ

「６．業務の内容」の実施中ないし完了後、本事業の円借款コンサルタントが選定され次第（来年初旬を想定）、同コンサルタントに本業務の情報共有及び引き継ぎ（実地（約2ヵ月を想定）及び成果品引き渡し）を行うこと。同コンサルタントが円滑に業務を継続できるよう、業務の具体的内容を成果品に記すこと。

(10)住民移転プロセスの遅延

DGST は2017年末に一部着工が行えるよう用地取得・住民移転プロセスを進めている。補償交渉・支払時期（2017年後半頃の見込み）に被影響住民の生計に影響が出始めると考えられるため、早期の生計回復支援策実施を目指しているが、万が一用地取得・住民移転プロセスの遅延、もしくは想定外の事項が発生した場合は、JICA に相談すること。また、万が一本事業が中止となった際も、対応について JICA と協議の上決定すること。

<u>６．業務内容</u>

(1) 業務実施計画書及びインセプション・レポート（IC/R）の作成・説明・協議

本業務の基本方針、項目と内容、工程、手順実施スケジュールなどを検討し、業務実施計画書及びIC/Rを作成する。計画内容に関してはJICAとの事前の協議を行うものとする。

IC/Rは実施機関及び関係機関に提出し、十分な説明・協議の上同意を得る。協議結果は議事録としてまとめる。また、説明に際しては、簡潔で明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫する（以降の各説明・協議においても同様）。

また、IC/Rの説明時に、先方政府のカウンターパートの配置、体制の確認を行うこととする。

(2) 生計回復支援策のレビュー

1) 現在検討が進められている生計回復支援策具体案、モニタリング・評価方法のレビューを行う。
2) 生計回復支援策の対象者となる被影響住民のベースライン調査（生計手段・収入、全生計回復支援策適用者対象）を実施する。
3) 被影響住民や社会的弱者を対象としたFocus Group Discussionを開催し、意見を収集または徴収し、必要に応じてJICAに相談の上、生計回復支援策を修正し、対象者の合意を得る。

(3) 実施体制構築支援

1) 生計回復支援策を実施する実施機関及び関係機関に対する支援ニーズ（実施能力）の確認、実施体制構築支援を行う。
2) 生計回復支援策支援実施に係る関係機関間の協議等が円滑に行われるよう支援する。

(4) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成・説明・協議

調査結果を踏まえ、DF/Rを取り纏め、先方実施機関及び関係機関に説明し、協議する。なお、DF/Rは引き継ぎ書として、実施機関を通して本事業コンサルタントへ共有する。引き継ぎ状況によっては、ドラフト段階のものから同コンサルタントに共有し、実地の引き継ぎの際に活用することも想定する。

(5) ファイナル・レポート（F/R）の作成

DF/Rに関するインドネシア側のコメントへの対応を行い、F/Rを完成させる。なお、承認過程に時間を要することが想定されるため、インドネシア側のレポート内容への確認等には迅速に対応すること。

なお、本事業コンサルタントは2018年初頭に選定される見込みであるが、遅延が生じた場合、本業務受注者には契約変更にて次の業務を追加することを想定している。プロポーザル及び見積もりは、上記第２６.(1)から(5)の範囲で作成し、下記第２６.(6)から（8）の業務も行うことが可能な業務従事者を配置すること。

(6) 生計回復支援策の実施支援

1) 実施前におけるリソース（人員、機材、その他必需品）の調達、手配等を支援する。
2) 具体的な各生計回復支援プログラムの実施を支援する。
3) 生計回復支援実施に係る関係機関間の連携等が円滑に進むよう支援する。
4) 生計回復支援実施内容を記録する。

(7) 生計回復支援策実施、生計回復状況のモニタリング

1) 被影響住民への生計回復支援の実施状況をレビューする
2) 生計回復状況をレビューする。
3) モニタリング報告書の作成を支援する。

(8) 本事業コンサルタントへの引き継ぎ

本事業コンサルタントが選定され、業務が開始され次第、第２６．(6)、及び(7)の業務内容の引き継ぎを現地にて行う。引き継ぎは約2ヵ月を想定しているが、業務の状況等に応じて提案があれば（契約延長含め）対応する。また、第２６．(2)及び(3)も含め、業務内容は報告書にまとめ、JICAの確認を経たものを本事業コンサルタントに引き渡すこと。

７．成果品等

(1) 業務報告書

受注者は本業務の成果品として以下の成果品を発注者に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとする。このうち、ファイナル・レポートを本業務の最終成果品とし提出期限は、2018年2月28日とする。

1) 業務計画書
   ① 記載事項：共通仕様書第６条に記載するとおり
   ② 提出時期：契約開始後７日以内
   ③ 部数：和文３部

2) インセプション・レポート(IC/R)
   ① 記載事項：業務の基本方針、業務方法、実施体制、作業工程、要員計画等
   ② 提出時期：2017年９月上旬
   ③ 部数:和文３部、英文15部（先方実施機関へ配布）（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)
   ① 記載事項：業務の全体報告
   ② 提出時期：2018年１月中旬
   ③ 部数:和文３部、英文15部（先方実施機関へ配布）（簡易製本）
      CD-ROM：和文３部、英文８部

4) ファイナル・レポート(F/R)
   ① 記載事項：業務の全体報告
   ② 提出時期：2018年２月下旬
   ③ 部数:和文３部、英文15部（先方実施機関へ配布）（製本版）
      CD-ROM：和文５部、英文10部（うち、先方実施機関へ８部）

5) その他提出物

① 業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

a) 記載事項：業務人月、その概要

b) 提出時期：毎月

c) 部数：JICA 及び発注者各 1 部

② 実施機関・関係機関・民間企業等との協議録

a) 記載事項：C/P との協議等の際の協議・決定事項

b) 提出時期：協議後、遅くとも 1～2 日以内を目途

c) 部数：メールにて JICA 側関係者に送付

③ 収集資料

a) 記載事項：収集下資料、データ及びそのリスト

b) 提出時期：業務終了時

c) 部数：1 部

(2) 報告書作成についての留意事項

各報告書のインドネシア政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で発注者と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

(3) 報告書の印刷仕様／電子化仕様

F/R 以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化(CD-ROM)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014 年 11 月) を参照する。

第３　業務実施上の条件

１．業務の工程

2017年8月中旬から2018年3月中旬（7ヵ月）

２．業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

計8.00M/M（現地7.00M/M、国内1.00M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務固定業務工程を考慮の上、より適切な要因構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、想定M/Mの範囲内であれば団員数を提案することを可とする。

1) 総括/生計回復支援１（3号）

2) 生計回復支援2

３．参考資料

(1)配布資料

以下の資料を東南アジア・大洋州部東南アジア第1課(03-5226-8933)より送付ます。

1) DGSTと合意したTOR案(2017年3月にJICA本部よりミッションを派遣し、運輸省海運総局と協議)

(2)公開資料（JICAウェブサイトより閲覧可能）

1) 「パティンバン港開発事業」調査中間報告書（最終報告書が提出され次第、更新予定）
https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/southeast/indonesia/c8h0vm00009ylvi7-att/c8h0vm0000b1ppnc.pdf

2) 「パティンバン港開発事業」土地収用・住民移転計画（LARAP）
https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/southeast/indonesia/c8h0vm00009ylvi7-att/c8h0vm0000b1ppnx.pdf

４．現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、本業務受注者の補佐として、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、これらの再委託は別見積りとする。

(1) 生計回復支援策のレビュー（第２　６.(2)）

(2) 実施体制構築支援（第２　６．(3)）

５．その他

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分注意する。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所等から十分な情報収集を行う。

業務従事者は、各現地業務に先立ち、外務省海外旅行登録「たびレジ」に渡航情報を登録すること（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/）。

「たびレジ」登録は、共同企業体及び補強で参加している者も同様に必須とする。

(2) 関係者との連絡

先方関係機関、国際機関等の現地関係機関のほか、在インドネシア日本大使館、JICA インドネシア事務所、及び JICA 本部と連絡を緊密に行うこと。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別添１

パティンバン港　地図

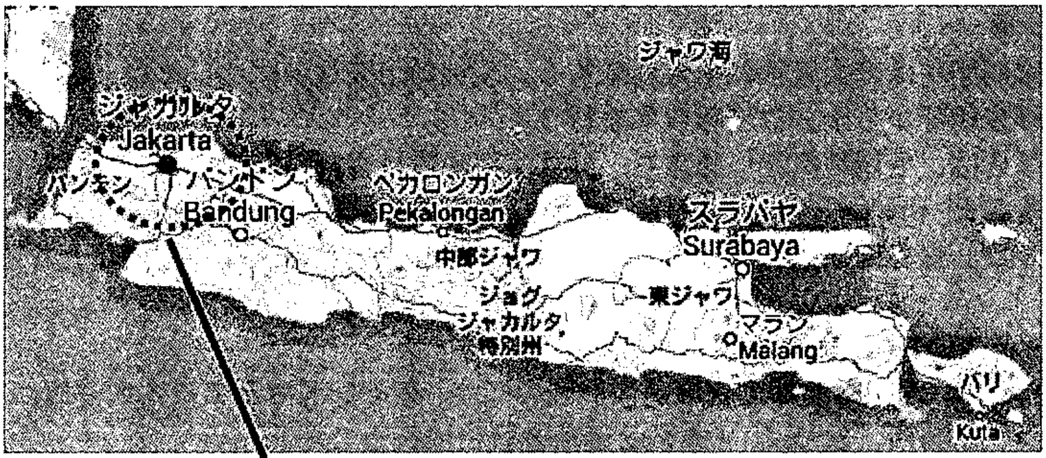

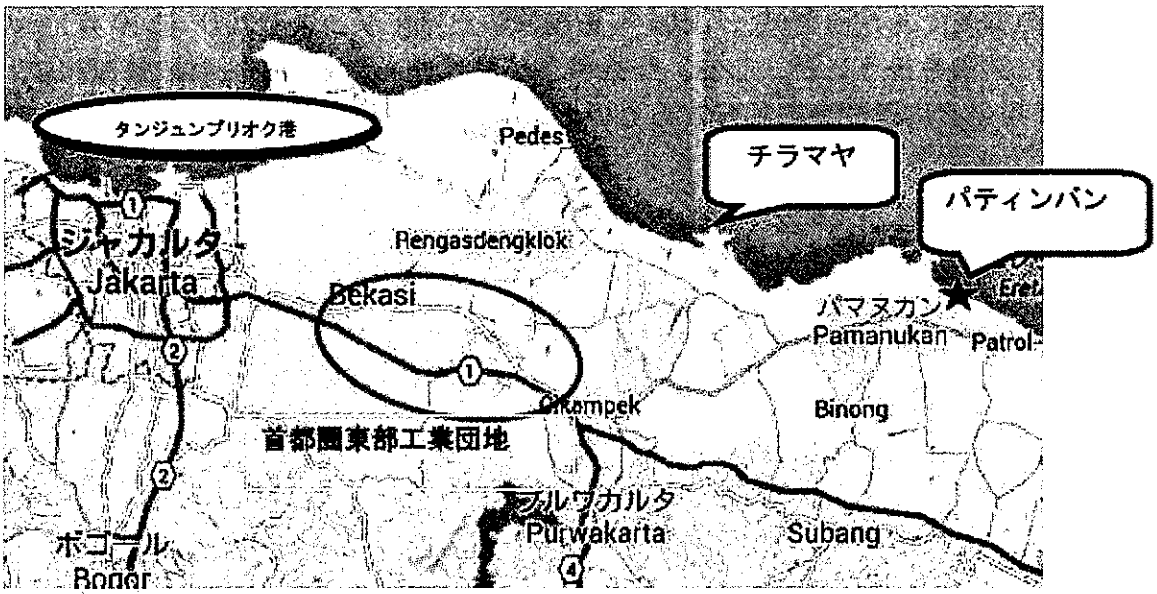

※ 首都圏東部工業団地（日本企業の工場が集積）から港湾への距離

工業団地　～　タンジュンプリオク港（既存港）　　約　70km

工業団地　～　パティンバン　　約　70km